

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年4月18日(2013.4.18)

【公表番号】特表2012-521267(P2012-521267A)

【公表日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-037

【出願番号】特願2012-502081(P2012-502081)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/06 (2013.01)

【F I】

A 6 1 F 2/06

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主補綴具と分枝補綴具との組立体であって、

主血管の中に配置されるように構成され、外面と、内面と、外辺部を含む側部開口とを有する主補綴具と、

前記主血管から延びる分枝血管の中に配置されるように構成された分枝補綴具であって、径方向の圧縮された第1形態と径方向に拡張した第2形態とを有する分枝補綴具とを備え、

該分枝補綴具が、

前記第2形態で第1の外径を有し、近位端および遠位端を有する拡張可能な管状本体部分と、

前記本体部分の前記近位端に連結され、前記第2形態で前記第1の外径よりも大きい第2の外径を有する拡張可能な環状フランジと、

前記拡張可能なフランジから近位方向に延び、前記第1の形態では略直ぐな円筒中空形状であり、前記第2の形態では近位端が前記環状フランジに向かう少なくとも270度の巻きを有する巻き上げコイルであるシールスリーブと、を備え、

前記第2の形態では、前記環状フランジが、前記側部開口の前記外辺部の周囲で前記主補綴具の前記外面に係合し、前記主補綴具と分枝補綴具との間でシールを形成する、

ことを特徴とする主補綴具と側枝用補綴具の組立体。

【請求項2】

前記本体部分は、拡張可能なニチノール(NiTi)製単一ワイヤ編組である、

請求項1に記載の組立体。

【請求項3】

前記本体部分は、エラストマー含浸、エラストマー膜の積層、またはePTFE膜の積層によって、不透性である、

請求項2に記載の組立体。

【請求項4】

前記本体部分とフランジとが、拡張可能な一体ニチノール(NiTi)製単一ワイヤ編組である、

請求項1に記載の組立体。

【請求項 5】

前記単一ワイヤは、前記フランジから前記シールスリーブに延び、近位端にループを有する直線部分を有する、

請求項 4 に記載の組立体。

【請求項 6】

前記フランジおよびシールスリーブは、一体に形成され、前記本体部分に取り付けられている、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 7】

前記本体部分、フランジ、およびシールスリーブは、拡張可能なニチノール（N i T i）製単一ワイヤ編組から形成され、該編組は、エラストマー含浸、エラストマー膜の積層、または e P T F E 膜の積層によって不浸透性である、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 8】

前記フランジおよびシールスリーブが、ニチノール（N i T i）から形成されている、
請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 9】

前記本体部分は、40mmから60mmの間の長さを有する、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 10】

前記シールスリーブが、前記第1の形態で、1cmから3cmの間の長さを有する、
請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 11】

前記本体部分の第1の外径が、5mmから8mmの間である、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 12】

前記本体部分の第1の外径が、8mmから14mmの間である、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 13】

前記フランジは、三角の断面を有する、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 14】

前記本体部分は、グラフト材料を含む、

請求項 1 に記載の組立体。

【請求項 15】

前記グラフト材料は、織り込みポリエステル、拡張ポリテトラフルオロエチレン、D a c r o n、ポリウレタン、およびシリコーンから成る群より選択される、

請求項 14 に記載の組立体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

外側軸 130 が送達系のハブに関して近位に引き込められると、自己拡張型分岐プロテーゼ 100 が解放されて、その拡張形態を呈することを可能にする。図 8 に記載の送達系を、密封アセンブリ 110 が送達系のハブに関して管状本体 102 よりも近位にあるように取付けられた分岐プロテーゼ 100 とともに利用した時に、管状本体 102 は、外側軸 130 が矢印 146 の方向に引き込められるにつれて、最初に展開または露出される。より具体的には、最初に、管状本体 102 が展開し、続いて、環状フランジ 112 が展開し

、最後に、密封スリーブ 114 が解放されて、その巻き上げられた、またはコイル状の形態を呈することを可能にする。この様態では、環状フランジ 112 は、最初に、展開した主プロテーゼの外面に沿って開窓の外辺部を押圧する。次いで、密封スリーブ 114 は、展開して、展開したフランジ 112 と並列して、展開した主プロテーゼの内面に沿って、開窓の外辺部に対して巻き上がる。一実施形態では、密封スリーブが、密封スリーブの近位端がフランジに向かって少なくとも 270 度ターンするすなわち折り返されるように、コイルに巻き上げられている。また、いくつかの実施形態では、密封スリーブの近位端が、フランジに向かってターンするすなわち折り返され密封スリーブの近位端が密封スリーブの近位端より遠位側の部分に接触するように、コイルに巻き上げられている。図 8 に記載の送達系は、図 11 ~ 図 13 に関して本明細書で説明されるように、分岐プロテーゼ 100 を、展開した主血管プロテーゼを通して、標的分岐血管に送達する時に有用であり得る。例えば、展開した主血管プロテーゼは、大動脈弓、下行大動脈、または腹部大動脈内に位置してもよく、分岐プロテーゼ 100 は、大腿動脈の分岐を通して脈管構造の中に導入されてもよい。